

第3章 銀行が保有する顧客情報の取扱いに関する制度設計の在り方について —顧客情報の第三者提供と電子決済等代行業

東京大学 加藤貴仁

1 問題意識

銀行は、銀行業を営むことを通じて、顧客に関する様々な情報を取得している。銀行による顧客に関する情報（以下、「顧客情報」という。）の管理は、銀行規制の対象とされている。たとえば、銀行法12条の2第2項は「銀行は、内閣府令で定めるところにより…その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い…を確保するための措置を講じなければならない。」と定めている。銀行法12条の2第2項に基づき銀行が講じなければならない具体的な措置の内容として、銀行法施行規則は、個人顧客情報の安全管理措置等（銀行法施行規則13条の6の5）、返済能力情報の取扱い（銀行法施行規則13条の6の6）、特定の非公開情報の取扱い（銀行法施行規則13条の6の7）について定めを置く。

顧客が個人である場合、銀行は個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づく規制を遵守する必要がある。¹たとえば、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021年11月最終改正）Ⅲ-3-3-3-1は、「顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、銀行は、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じなければならないとされている（法第12条の2第2項）。」と述べた上で、「特に、個人である顧客に関する情報については、施行規則、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三

¹ 銀行は個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制対象となる。神田秀樹＝森田宏樹＝神田裕之編『金融法概説』（有斐閣、2016年）31頁。個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」である（個人情報保護法16条2項）。個人情報取扱事業者の定義規定の「個人情報データベース等」と「個人情報」の定義は、以下のとおりである。

個人情報保護法16条1項は、「個人情報データベース等」を、「個人情報を含む情報の集合物であって」、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」又は「特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」と定義する。

個人情報保護法2条1項は、「個人情報」を、「生存する個人に関する情報であって」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等……により特定の個人を識別することができるもの」、又は「個人識別符号が含まれるもの」と定義する。なお、「個人情報データベース等を構成する個人情報」を「個人データ」という（個人情報保護法16条3項）。

なお、本稿は筆者が2020年2月に金融法務研究会（第1分科会）において行う予定であった報告の内容を元としている（研究会における報告は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった）。その後、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正や個人情報保護法の改正が相次ぐなど、本稿の検討対象に関連する法制度は大きく変化した。特に、個人情報保護法については、2022年4月1日に令和2年改正と令和3年改正の施行が予定されている。本稿は個人情報保護法の改正の施行日以前に公表される予定であるが、以下の分析では特に断らない限り、同日を施行日とする改正後の個人情報保護法を前提として分析を行っている。

者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。))及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。))の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下「クレジットカード情報等」という。))は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。」と述べる。²

銀行法及び銀行法施行規則の顧客情報の管理に関する規定は、情報漏洩の防止や銀行が顧客と取引する際に顧客情報を不適切に利用することの防止等に関するものであり、銀行が顧客情報を自ら利用する場合及び銀行から業務委託を受けた第三者が銀行の顧客情報を取り扱うことを念頭に置いているように思われる。³これに対して、令和元(2019)年の銀行法の改正によって、銀行の付随業務に「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」が追加された(銀行法10条2項20号)。⁴付随業務とされることによって、情報提供を他の業務に従属しない形で、すなわち、情報を提供すること自体を目的とした業務を行うことが可能になった。⁵

令和元(2019)年の改正による銀行法10条2項20号の新設は、金融審議会・金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」(2019年1月16日)の提言に基づくものである。⁶同報告の「2. 情報の利活用の社会的な進展を踏

² なお、顧客が法人の場合に、銀行には法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)の厳格な管理が求められている。金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」(2021年11月最終改正)Ⅲ-3-3-3-1。

³ たとえば、銀行から業務委託を受けた第三者が銀行の顧客情報を取り扱う場合を対象とする規定として、銀行法施行規則13条の6の4がある。同条は、銀行が預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合に、「顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置」を講じることを求めている(銀行法施行規則13条の6の4第1号ロ第2号ロ)。

⁴ 同趣旨の規定が銀行以外の預金取扱金融機関の一部(農業協同組合法10条24項1号、水産業協同組合法87条4項12号、中小企業等協同組合法9条の8第2項23号・9条の9第6項5号、信用金庫法53条3項19号・54条4項19号、長期信用銀行法6条3項15号、労働金庫法58条2項24号・58条の2第1項22号、農林中央金庫法54条4項22号)、第一種金融商品取引業者と投資運用業者(金融商品取引法35条1項16号)、保険会社(保険業法98条1項14号)にも設けられた。

⁵ 荒井伴介＝本間晶＝政平英雄＝野口雄司＝末広賢司＝小宮山圭介『「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の解説(3・完)』NBL1153号(2019年)29-30頁。他の業務に従属する形の情報提供の例として、「銀行が、融資業務を営むにあたり、年齢層別の融資実績や返済実績に関して保有している情報を、個人顧客に提供する。」「保険会社が、保険商品の販売業務を営むにあたり、年齢層別の三大疾患の罹患リスクや罹患時に想定される治療費に関して保有している情報を、個人顧客に提供する。」が挙げられている。荒井ほか・前掲29頁。

⁶ 荒井ほか・前掲注(5)27頁(注2)。

「まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方」では、以下のような提言がなされていた。

業務範囲に関して厳格な制限が存在する伝統的な金融機関のうち、銀行については、平成 28 年の銀行法等の改正により、銀行業高度化等会社を子会社・兄弟会社とすることが可能となった。この銀行業高度化等会社は、いわゆる EC モール（電子商取引市場）の運営を含めた多様な業務を営むことが想定されており、当然にして、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことも可能である。すなわち、銀行の子会社・兄弟会社は、現行制度の下でも情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能である。

他方で、利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきていることを踏まえれば、伝統的な金融機関についても、情報の利活用に関する一連の業務を、本体で営むことを可能とすることが適当である。

ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、本スタディ・グループにおいてこれまでも議論があったように、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要がある。このため、銀行業高度化等会社が営むことができる情報の利活用に関する業務全てを、銀行本体が営むことを直ちに認めることは、適当ではないと考えられる。

こうした点も踏まえ、銀行本体が情報の利活用に関する一連の業務を営むことを可能とする観点から、銀行本体が営むことを新たに認める業務は、さしあたりは、保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの、とすることが適当である。

「情報の利活用に関する一連の業務」は一般に広く行われており、その結果、利便性の高いサービスが登場しつつある。⁷銀行が「情報の利活用に関する一連の業務」に積極的に取り組むことによって、同様の効果が銀行業についても生じることが期待されている。⁸その一方で、銀行が顧客情報を自ら利活用することに加えて第三者に提供することが増加すれば、情報漏洩や情報の不適切な利用によって銀行の顧客が不利益を被る可能性が高まる。

金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021 年 11 月最終改正）Ⅲ-3-3-3-1 が述べるように、個人である顧客に関する情報の管理は、銀行法だけではなく、個人情報保護法に基づく規制の対象でもある。一方、金融審議会・金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」が述べるように、顧客情報の管理の中で

⁷ 荒井ほか・前掲注（5）26 頁。

⁸ 銀行法 10 条 2 項 20 号が第三者への情報提供に同意した顧客の利便の向上ではなく「利用者の利便の向上」という表現を用いている趣旨は、現に銀行と取引関係のある顧客に加えて、将来的に銀行と取引を行う可能性のある者の利便の向上に資する業務が許されることを示す点にある。荒井ほか・前掲注（5）30 頁。

も第三者提供に関する問題は、銀行の業務範囲規制という銀行法に固有の問題でもある。本稿では、銀行が個人である顧客に関する情報を第三者に提供する場合を念頭に置きつつ、銀行による顧客情報の第三者提供に係る規律を整理する。⁹一方、銀行の顧客情報を第三者が利活用することは、平成 29（2017）年の銀行法改正によって新設された電子決済等代行業のように令和元（2019）年の銀行法改正前から可能であった。そこで本稿では、令和元年の銀行法の改正が電子決済等代行業に係る規制に与える影響についても分析を試みることにした。¹⁰

2 銀行による顧客情報の第三者提供に係る規律

(1) 個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供に係る個人情報保護法の規律

個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供するためには、原則として、事前に本人の同意を得る必要がある（個人情報保護法 27 条 1 項）。ただし、要配慮個人情報（個人情報保護法 2 条 3 項）を除き、いわゆるオプトアウト手続をとれば事前に本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる（個人情報保護法 27 条 2 項）

個人データを第三者に提供した個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則の定めに従って、個人データを提供した年月日、個人データの提供先である第三者の名称等を記録し、保存しなければならない（個人情報保護法 29 条、個人情報の保護に関する法律施行規則 19 条～21 条）。

個人データの提供先である第三者（個人情報取扱事業者）は、提供元である第三者から個人データの提供を受ける際に、個人情報保護委員会規則の定めに従って、提供元の名称等及び提供を受ける個人データを提供元が取得した経緯を確認し、個人データの提供を受けた年月日、確認に係る事項等を記録し、保存しなければならない（個人情報保護法 30 条、個人情報の保護に関する法律施行規則 22 条～25 条）。

(2) 金融分野における個人情報取扱事業者による個人データの第三者提供に係る規律

金融分野に関する個人情報は「個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」（個人情報保護法 6 条前段）の 1 つとして位置付けられている。そのため、金融分野における個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いを対象とするガイドラインとして、個人情報保護委員会＝金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下、「金

⁹ 顧客情報以外の「その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務」も銀行法 10 条 2 項 20 号の付随業務として認められる。本稿の目的は個人情報保護法と銀行法の関係を整理する点にあるので、銀行による顧客情報の第三者提供に検討の対象を限定している。

¹⁰ 前注（1）で述べたように本稿は筆者が 2020 年 2 月に金融法務研究会（第 1 分科会）において行う予定であった報告の内容を元としている。その後、本稿と検討対象が重複する金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会「顧客情報の利活用に関する行為規範のあり方」金融研究 40 巻 1 号（2021 年）1 頁以下及び金融法委員会「電子決済等代行業に係る民事実体法及び情報関連法上の論点整理」（2020 年 6 月 26 日）が公表されている。本稿では、脱稿時期の都合上、前記の各稿の内容を十分に取り入れることができなかった。この点は今後の課題としたい。

融分野ガイドライン」という。)が策定されている。¹¹「金融分野」とは「金融庁が所管する分野」という意味であるから(金融分野ガイドライン1条1項)、金融分野ガイドラインは銀行による個人データの第三者提供を対象とする。

金融分野ガイドラインには、金融分野における個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合を対象として、以下のような規定が設けられている。¹²

金融分野における個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供について本人の同意(個人情報保護法27条1項)を得る際には、書面によることとする。なお、書面ではなく電磁的記録によって同意を得ることも許される。¹³その際、本人の同意を得るために用いる書面の記載又は電磁的記録の内容を通じて、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、③第三者に提供される個人データの項目を本人に認識させた上で同意を得ることとする(金融分野ガイドライン12条1項)。¹⁴金融分野における個人情報取扱事業者が個人信用情報機関に個人データを提供する際には、個人信用情報機関から会員企業への個人データの提供についても本人の同意を得ることとする(金融分野ガイドライン12条2項)。¹⁵金融分野における個人情報取扱事業者が個人信用情報機関に提供する個人データが与信事業に係る個人の返済能力に関する情報である場合、いわゆるオプトアウト手続を利用しないこととする(金融分野ガイドライン12条3項)。その他、金融分野における個人情報取扱事業者による機微(センシティブ)情報の取扱いに関する規律の一環として、機微(センシティブ)情報の第三者提供を行う場合を限定することに加えて(金融分野ガイドライン5条1項)、要配慮個人情報に該当しない機微(センシティブ)情報を第三者に提供する際には、いわゆるオプトアウト手続を利用しないこととされている(金融分野ガイドライン5条4項)。¹⁶

¹¹ 金融分野ガイドラインは2021年12月22日に改正案が公表され、同日から2022年1月21日を期限としてパブリックコメント手続きが行われた。以下では、上記の改正案の内容を前提として金融分野ガイドラインの内容を紹介する。

¹² 銀行による顧客情報の取扱いに対しては、金融分野ガイドラインだけではなく、全ての事業者を対象とした一般的なガイドラインも適用される。個人データの第三者提供に関するものとして、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」がある。金融分野ガイドラインに特に定めのない部分については、これらの一般的なガイドラインが適用される(金融ガイドライン1条1項)。

¹³ 金融分野ガイドライン3条により、「書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)」とされている。

¹⁴ なお、2021年12月22日に公表された改正案には、「本人の同意を得ようとする時点において、①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることとする。当該情報としては、次に掲げる例が考えられる。(例)・提供先の第三者の範囲や属性に関する情報」との記載が追加されている。

¹⁵ 金融分野ガイドライン12条2項は、金融分野における個人情報取扱事業者が個人信用情報機関に個人データを提供する際に本人から同意を得る手続きについて、同条1項よりも詳細な内容を定めている。

¹⁶ 金融分野ガイドラインの特徴の1つとして、機微(センシティブ)情報に関する規定の存在を挙げることができる。機微情(センシティブ)情報とは、個人情報保護法2条3項

(3) 若干の検討

前述したように令和元(2019)年の銀行法改正によって銀行が付随業務として顧客情報の第三者提供を行うことが可能になったが(銀行法10条2項20号)、銀行が講じなければならない「その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い…を確保するための措置」(銀行法12条の2第2項、銀行法施行規則13条の6の5～13条の6の7)に係る規定は改正されなかった。銀行が付随業務として行う顧客情報の第三者提供への規制上の対応は、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正によってなされているように思われる。

令和2(2020)年3月4日に金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」が改正され、III-3-3-3-2(2)個人情報管理に以下のような記述が追加された。

④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。¹⁷特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。

イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人である顧客からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様としているか。

ロ. 過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。

ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である顧客において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

の定める要配慮個人情報の他、「労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活」に関する情報が含まれる(金融分野ガイドライン5条1項括弧書)。なお、金融分野ガイドラインの機微(センシティブ)情報に関する規定は、2015年の個人情報保護法の改正の施行に伴い廃止された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年11月20日金融庁告示第63号)の内容を承継するものである。

¹⁷ なお、2021年12月22日に公表された金融分野ガイドラインの改正案では、「第11条 個人データ等の漏えい等の報告等(法26条関係)」の追加が提案されている。したがって、本注の本文の「金融分野ガイドライン第11条等」は「金融分野ガイドライン第12条等」を意味すると思われる。

ニ、第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である顧客が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021年11月最終改正）Ⅲ-3-3-3-2（2）④は、金融分野ガイドラインの規律に加えて銀行法に固有の規律を課すものであるが、その重点は銀行が顧客から適切な同意を取得することの確保にあるように思われる。¹⁸その一方、顧客情報の第三者提供の具体的な内容（どのような場合にどのような情報を誰に提供するのか等）については、各銀行の判断に委ねられているように思われる。しかし、顧客情報の第三者提供の具体的な内容について、顧客から同意を得さえすれば、その他に何ら法的な制約は存在しないと解すべきか検討の余地がある。

まず、銀行法10条2項20号の付随業務として許される顧客情報の第三者提供は「銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」でなければならない。¹⁹この点に加えて、銀行による顧客情報の第三者提供については、銀行の守秘義務との関係が問題とされている。²⁰たとえば、銀行が個人情報保護法27条1項により個人情報の第三者提供を行う際に必要とされる同意を、金融分野ガイドラインや金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021年11月最終改正）Ⅲ-3-3-3-2（2）④を遵守して適切に取得していれば、銀行が守秘義務違反を問われることは無いと解することができるかが問題となる。このように解することに肯定的な見解もあるが、慎重な立場を示す見解もある。²¹銀行による顧客

¹⁸ 令和2（2020）年3月4日に追加されたⅢ-3-3-3-2（2）個人情報管理④は、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021年11月最終改正）でも維持されている。

¹⁹ 「銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」として、大別して、（i）銀行業の効率性・収益性の向上に資するもの、（ii）利用者の利便の向上に資するもの、（iii）広く社会便益の向上に資するものが想定されると整理する見解として、金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会・前掲注（10）24頁。ただし、金融庁の立案担当者の解説において銀行法10条2項20号の付随業務に該当しない例として挙げられているのは音楽・娯楽動画の配信サイトの運営である。荒井ほか・前掲注（5）30頁。また、金融審議会・金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（2019年1月16日）でも、「銀行業に何らかの形で関連するもの」であれば銀行が保有する情報の第三者提供は認められるべきと提言されていた。金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021年11月最終改正）Ⅲ-3-3-3-2（2）個人情報管理④の内容と併せると、銀行が保有する情報の第三者提供が「銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」に該当するかについて、厳格な監督が行われることは想定されていないように思われる。

²⁰ 銀行が顧客情報の守秘義務を負うことについて、最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁は「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い。その顧客情報をみだりに外部に漏らすことは許されない。」と判示する。

²¹ 肯定的な見解として片岡義弘＝森下国彦編『FinTech 法務ガイド〔第2版〕』（商事法務、2018年）336頁、慎重な立場を示す見解として金融サービスにおける顧客情報の利用を巡

情報の第三者提供の実務が発展していけば、従前の銀行の守秘義務が前提としていた状況が変化する可能性がある。銀行による顧客情報の第三者提供が銀行の付随業務に追加されたことによって、このような変化は既に生じつつあるとの評価も可能である。このような変化を前提とした上で、銀行による顧客情報の第三者提供を対象とした新しい行為規範を確立していくことが今後の課題となる。²²

3 電子決済等代行業に係る規律

(1) 銀行法における電子決済等代行業者の位置付け

電子決済等代行業者とは内閣総理大臣の登録（銀行法 52 条の 61 の 2）を受けて電子決済等代行業を営む者をいう（銀行法 2 条 18 項）。電子決済等代行業とは、(a) 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図の伝達を受け、これを当該銀行に対して伝達すること、又は (b) 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること、のいずれかを行う営業のことをいう（銀行法 2 条 17 項）。²³一般に (a) は「更新系」、(b) は「参照系」と呼ばれている。²⁴本稿の目的との関係からは、参照系の電子決済等代行業に関する規制が重要と思われる。したがって、以下では参照系の電子決済等代行業を主たる検討対象とする。²⁵

る法律問題研究会・前掲注 (10) 15 頁がある。なお、『『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について』(2020 年 3 月 4 日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下、「2020 年 3 月 4 日パブコメ回答」という。) 5 頁 16 番では、銀行の顧客情報の第三者提供を個人情報保護法 27 条 2 項のオプトアウト手続きを利用して行うことは「その他保有する情報を第三者に提供する業務」に該当するとの回答がなされている。しかし、オプトアウト手続きによって銀行の守秘義務が解除されるかは、銀行法 10 条 2 項 20 号の付随業務に該当するかとは別の問題であるように思われる。

²² 金融サービスにおける顧客情報の利用を巡る法律問題研究会・前掲注 (10) 27-30 頁。

²³ なお、(b) の「口座に関する情報」には預金又は定期預金等の口座番号、利用履歴、残高に関する情報は含まれるが、投資信託、保険契約、クレジットカードの明細等の金融商品の口座ないし契約に関する情報は含まれない。『『銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)』に対するパブリックコメントの結果等について』(2018 年 5 月 30 日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下、「2018 年 5 月 30 日パブコメ回答」という。) 10-11 頁 25 番~27 番。

²⁴ 金融法委員会・前掲注 (10) 4 頁、赤上博人=渡邊雅之『Q&A わかりやすい銀行代理業・電子決済等代行業』(金融財政事情研究会、2019 年) 143 頁。

²⁵ 電子決済等代行業を規制対象とする根拠として、「①決済に関する銀行システムに接続するため、業者のセキュリティ等に問題があった場合には、銀行システムの安定性を害するおそれがあること、②適切なサービスがなされないことにより、決済に至るプロセスの的確性が確保されず、決済の安定性が害されるおそれがあること、③利用者の口座等の認証情報を預かるため、情報漏えいや認証情報を悪用した不正送金等により、利用者が不利益を被るおそれがあること」が挙げられている。井上俊剛監修『逐条解説 2017 年銀行法等改正』(商事法務、2018 年) 17-18 頁。参照系の電子決済等代行業を行う者も電子決済等代行業者であるが、この場合、前述した電子決済等代行業の規制根拠の全てが妥当するわけではない。金融庁「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」(2020 年 12 月

(2) 銀行と電子決済等代行業者の関係

電子決済等代行業者が提供するサービスは、預金者等の委託を受けて、銀行から取得した口座に係る情報を預金者等に提供することである。電子決済等代行業者が提供するサービスの利用者は銀行の顧客でもあり、電子決済等代行業者と銀行の間で利用者の口座に係る情報の遣り取りが行われる。以下にその概要を説明するように、電子決済等代行業を対象とする規制では、このような遣り取りが電子決済等代行業者と銀行の間で締結される契約に基づき行われることが想定されている。

電子決済等代行業者は、銀行と電子決済等代行業に係る契約を締結し、それに従って電子決済等代行業を営まなければならない（銀行法 52 条の 61 の 10 第 1 項）。²⁶銀行法には、電子決済等代行業に係る契約の内容（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項）と電子決済等代行業に係る契約の締結の手続き（銀行法 52 条の 61 の 10 第 3 項・52 条の 61 の 11）に関する規定がある。たとえば、電子決済等代行業に係る契約には、「電子決済等代行業の業務…に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項」（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項 1 号）や「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項」（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項 2 号）を定めなければならない。²⁷銀行には電子決済等代行業に係る契約を締結する義務はないが、不当な差別的取扱いは禁止される（銀行法 52 条の 61 の 11 第 3 項）。

また、銀行は、電子決済等代行業者が、預金者等からインターネットバンキングの ID 及びパスワードを預かることなく、銀行から口座に係る情報の提供を受けることができる体制の整備に努めなければならない（銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）附則第 11 条）。²⁸電子決済等代行業者が銀行の提供する API（Application Programming

24 日最終改正) II. 登録審査に当たっての留意事項にも、「[銀行法 2 条 17] 項第 1 号の業務は、原則は、為替取引を行うことの同号の銀行に対する指図の伝達を含み、当該為替取引による送金先や送金額が利用者の当初の指図内容から不正に変更された場合には、直ちに利用者の損害に結びつく可能性が高いと考えられる。他方で、同項第 2 号の業務は、利用者の口座に係る情報の取得及び伝達を内容とし、不正アクセスによる情報漏えいのリスク等はあるものの、為替取引の指図の伝達等の当該口座からの金銭の移転に関する行為への関与は行わないため、一般的には、不正アクセス等により実際に口座内の預金が失われるリスクは同項第 1 号の業務と比べて低く、当該情報の内容、当該電子決済等代行業に利用するコンピュータシステムの仕組みや占める役割等によっては利用者の損害には結びつかない可能性もあると考えられる。」との記載がある。

²⁶ 銀行と電子決済等代行業に係る契約を締結することなく電子決済等代行業を行うことについて罰則はないが、業務改善命令（銀行法 52 条の 61 の 16）等の行政処分の対象となる。井上・前掲注（25）52-53 頁、赤上＝渡邊・前掲（24）208-209 頁。

²⁷ 電子決済等代行業者には、電子決済等代行業に係る契約における「当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項」に従って、利用者との約款等を作成することが求められる。金融法委員会・前掲注（10）6 頁。

²⁸ 預金者等からインターネットバンキングの ID 及びパスワードを預かり預金者等に成り代わって銀行のシステムに接続して口座に係る情報の取得等を行うことをスクレイピング

Interface) を利用できれば、預金者等からインターネットバンキングの ID 及びパスワードを預かる必要はなくなる。²⁹電子決済等代行業に係る契約では銀行の提供する API の利用に関する事項が定められることになるが、その内容について、オープン API のあり方に関する検討会が「銀行法に基づく API 利用契約の条文例 [初版]」(2018 年 12 月 27 日) (以下、「条文例」という。) を公表している。³⁰

(3) 電子決済等代行業者が銀行から提供を受けた顧客情報の管理に係る銀行法の規律

電子決済等代行業者は、銀行と同じく、個人情報取扱事業者であり金融分野ガイドラインの適用対象となる。³¹一方、電子決済等代行業者が銀行から提供を受けた顧客情報の管理に関して、銀行法には以下のような規制が存在する。³²

電子決済等代行業の登録が申請されたとしても、「電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者」(銀行法 52 条の 61 の 5 第 1 項 1 号ロ) は、登録を拒否される。具体的には、登録拒否事由の有無の審査項目として、「(4) 情報セキュリティ管理」が挙げられており、「例えば、情報を適切に管理するために方針・社内規程の策定、

という。スクレイピングには様々な問題 (ID 及びパスワードの不正利用や銀行のシステムへの過負荷等) があるが、電子決済等代行業に係る契約においてスクレイピングによって電子決済等代行業を行う旨を定めることが違法とはされていない。井上・前掲注 (25) 51-52 頁。

²⁹ API とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」のことをいう。オープン API のあり方に関する検討会「オープン API のあり方に関する検討会報告書—オープンイノベーションの活性化に向けて—」(2017 年 7 月 13 日) 1 頁。なお、金融庁「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」(令和 2 年 4 月 24 日)

(<https://www.fsa.go.jp/status/renkeihoushin/index.html>) の別添 (電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に基づく各金融機関の状況について (令和 2 年 3 月末時点)) によれば、個人を利用者とする電子決済等代行業者に参照系の API を解放している銀行は 113 行であったのに対して、更新系の API を解放している銀行は 67 行であった。一方、法人を利用者とする電子決済等代行業者に対して参照系の API を解放している銀行は 92 行であったのに対して、更新系の API を解放している銀行は 49 行であった。

³⁰ オープン API のあり方に関する検討会の事務局は全国銀行協会が務めており、条文例を始めとする検討の成果が全国銀行協会のウェブサイト (<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/openapi/>) に掲載されている。条文例において、「接続事業者」(条文例 1 条) は電子決済等代行業者、「利用者」(条文例 2 条 (15)) は銀行及び電子決済等代行業者の顧客、「本サービス」(条文例 2 条 (14)) は電子決済等代行業者が API を利用して顧客に提供するサービスのことをいう。

³¹ 電子決済等代行業者が電子決済等代行業に係る契約に従い銀行が提供された情報は、電子決済等代行業者の「保有個人データ」(個人情報保護法 2 条 7 項) になると解する見解として、金融法委員会・前掲注 (10) 17 頁 (注 42) がある。

³² 電子決済等代行業では、利用者の情報は銀行から電子決済等代行業者を介して利用者へ提供されるが、銀行から電子決済等代行業者への情報提供の個人情報保護法における位置付けは必ずしも明らかではないように思われる。2020 年 3 月 4 日パブコメ回答 5 頁 18 番では、銀行が電子決済等代行業者に顧客情報を提供することが個人情報保護法 27 条 1 項の適用される個人データの第三提供に該当するかという質問に対して、パブリックコメントの対象外のコメントであるとしつつ「ご質問に関する当庁の考え方につきましては、今後検討して参ります。」との回答がなされていた。

重要情報へのアクセスの相互牽制等の内部管理態勢の整備を図ることや、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図ることが考えられる。」とされている。³³

電子決済等代行業者は電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる義務がある（銀行法 52 条の 61 の 8 第 2 項）。電子決済等代行業者が講じなければならない措置の中には、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理に関する措置や電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置が含まれる（銀行法施行規則 34 条の 64 の 12～34 条の 64 の 15）。

電子決済等代行業者は、銀行と締結する電子決済等代行業に係る契約に従い、銀行から利用者に関する情報の提供を受ける。この点に加えて銀行法は、以下のように、電子決済等代行業者による利用者に関する情報の適正な取扱いの確保等に関して、銀行が電子決済等代行業に係る契約を通して一定の関与を行うことを想定している。³⁴電子決済等代行業に係る契約には「当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項」（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項 2 号）を定める必要がある。³⁵その中には電子決済等代行業者が銀行から取得した顧客情報を第三者（電子決済等代行業再委託者を含む）に提供する場合における提供先の適切な選定等が含まれる。³⁶

電子決済等代行業再委託者とは、預金者等の委託を受けて、電子決済等代行業者に対して銀行から当該預金者等の口座に係る情報を取得することを委託する者をいう（銀行法施行規則 34 条の 64 の 9 第 3 項 2 号）。³⁷このように銀行法本体に「電子決済等代行業再委託者」

³³ 金融庁「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」（2020 年 12 月 24 日最終改正）。

³⁴ 井上・前掲注（25）55 頁。また、登録拒否事由の存否の判断及び電子決済等代行業者の監督に際して、申請者及び電子決済等代行業者が銀行法の要求する水準を満たしているかは電子決済等代行業に係る契約の相手方である銀行の支援の内容を考慮してなされる。金融庁「電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等」（2020 年 12 月 24 日最終改正）、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021 年 11 月最終改正）IX-3-1（2）。

³⁵ 条文例 11 では、電子決済等代行業者のセキュリティ、利用者保護、API を利用して顧客に提供するサービスの提供又は経営状況が銀行の定める基準を満たしているかを、銀行がモニタリングすることが想定されており、場合によって銀行が API の利用を制限又は停止できる旨も規定されている。

³⁶ 2018 年 5 月 30 日パブコメ回答 45 頁 179 番。なお、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021 年 11 月最終改正）IX-3-2⑫には、電子決済等代行業者が電子決済等代行業に関して取得した個人データの第三者提供について、銀行による個人データの第三者提供に関する規定（金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021 年 11 月最終改正）III-3-3-3-2（2）個人情報管理④）と同趣旨の規定がある。電子決済等代行業者に関する規定も銀行に関する規定と同じく、令和 2（2020）年 3 月 4 日の改正によって新設された。

³⁷ なお、更新系の電子決済等代行業（銀行法 2 条 17 項 1 号）についても電子決済等代行業再委託者は存在する（銀行法施行規則 34 条の 64 の 9 第 3 項 1 号）。前注（25）の本文で述べたように本稿は参照系の電子決済等代行業（銀行法 2 条 17 項 2 号）を検討対象とするので、以下の分析では、同系の電子決済等代行業に係る電子決済等代行業再委託者のみ

を定義する規定は存在しないが、電子決済等代行業を定義する規定（銀行法 2 条 17 項）では「預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて」という表現が用いられており、電子決済等代行業再委託者の存在は当初から想定されていた。³⁸

銀行が電子決済等代行業者に提供した口座に係る情報は電子決済等代行業再委託者に提供される。この場合、電子決済等代行業者に加えて、電子決済等代行業再委託者のもとの利用者に関する情報の適正な取扱いの確保等が問題となる。しかし、以下に説明するとおり、銀行法は電子決済等代行業再委託者を直接の規制対象としているわけではない。

銀行から口座に係る情報を直接取得する者のみが電子決済等代行業者となるのであり、電子決済等代行業再委託者は電子決済等代行業の登録をする必要はない（銀行法 2 条 17 項 2 号）。³⁹預金者等は口座に係る情報の取得を電子決済等代行業再委託者に委託するのであるから、預金者等と電子決済等代行業者の関係は再委託となる。⁴⁰電子決済等代行業再委託者は電子決済等代行業者を介して口座に係る情報を取得するのであるから、API を利用する等して銀行のシステムに直接接続をするわけではなく、銀行と電子決済等代行業に係る契約を締結する必要もない。⁴¹預金者等が電子決済等代行業再委託者を介して口座に係る情報の取得を電子決済等代行業者に委託する場合も、電子決済等代行業者が預金者等（利用者）に対して一定の事項を説明する義務を負うことには変わりはない（銀行法 52 条の 61 の 8）。⁴²ただし、電子決済等代行業者は電子決済等代行業再委託者又は銀行を介して上記の説明を行うことができる（銀行法施行規則 34 条の 64 の 9 第 2 項但書）。

電子決済等代行業再委託者のもとの利用者に関する情報の適正な取扱い等も、電子決済等代行業に係る契約による規律の対象とされている。電子決済等代行業に係る契約には、「電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項」を定める必要がある（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項 3 号、銀行法施行規則 34 条の 64 の 16）。⁴³

を取り上げている。

³⁸ 井上・前掲注（25）19-20 頁・21-22 頁。

³⁹ 2018 年 5 月 30 日パブコメ回答 33 頁 134 番。

⁴⁰ 2018 年 5 月 30 日パブコメ回答 34 頁 135 番。

⁴¹ 赤上＝渡邊・前掲注（24）197 頁。

⁴² なお、電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者を介して口座に係る情報の取得を委託した利用者にも誠実義務を負う（銀行法 52 条の 61 の 9）。

⁴³ 条文例 13 条がこのような定めに該当する。なお、2018 年 5 月 30 日パブコメ回答 66 頁 239 番では、「銀行法においては、電子決済等代行業者に、直接、電子決済等代行業再委託者の管理・監督義務が課されているわけではありませんが、銀行と電子決済等代行業者との間の契約において、当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて法第 2 条第 17 項各号に掲げる行為…を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務（当該電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該電子決済等代行業者が行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該銀行が行うことができる措置に関する事項を定めることとされています…」と記載がある。

(4) 若干の検討

電子決済等代行業に関する規制の特徴として、小規模な事業者も参入できるように規制遵守の負担を必要最小限度に留めている点が挙げられる。⁴⁴また、電子決済等代行業者による規制の遵守を銀行が支援できることも想定されている。⁴⁵このような銀行の支援が不要な場合であっても、そもそも電子決済等代行業は銀行から利用者に関する情報の提供を受けることができなければ成り立たない点に注意が必要である。

利用者に関する情報の提供を初めとする電子決済等代行業者と銀行の関係は電子決済等代行業に係る契約に基づく。したがって、電子決済等代行業者の業務の適正さの確保という点で、電子決済等代行業に係る契約に基づく規律が果たす役割は大きい。しかし、電子決済等代行業に係る契約は、電子決済等代行業者の業務の適正さを確保する手段であると同時に、電子決済等代行業者の行動を制約する枷にもなり得る。たとえば、電子決済等代行業者の業務に起因して銀行が被る可能性のある損害の範囲が不明確であれば、銀行が電子決済等代行業に係る契約を通じて電子決済等代行業者の行動を過剰に制約しようと試みる可能性がある。電子決済等代行業に係る契約における「電子決済等代行業の業務…に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項」の定め（銀行法 52 条の 61 の 10 第 2 項 1 号）には、電子決済等代行業者の利用者の保護だけではなく、銀行が引き受けるリスクの明確化という点でも意義がある。⁴⁶しかし、電子決済等代行業者の利用者は銀行の顧客でもあるから、電子決済等代行業者の業務に起因して利用者、すなわち、銀行の顧客が損害を被った場合に銀行の評判が毀損するリスクを、銀行は引き受けざるを得ないように思われる。⁴⁷電子決済等代

⁴⁴ たとえば、金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（2021 年 11 月最終改正）IX-2-1 電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方には、「電子決済等代行業の登録制度については、他の金融関連の諸制度とは異なり、人的構成要件は求めておらず、財産的基礎も純資産額が負値でないことのみを求めているなど、新規参入のハードルは非常に低く設定されており、個人や中小・零細企業が申請してくることも想定して制度設計がなされている。その趣旨は、IT 企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーションを促進する観点にあり、規制は利用者保護を図る観点から必要最小限のものとなっている。」と記載がある。

⁴⁵ 前注（34）。

⁴⁶ 条文例 10 条が利用者に損害が生じた場合の銀行と電子決済等代行業者の責任の分担に関する定めを置いている。なお、条文例 10 条の解説には「利用者に生じた損害が専ら本 API の開発過程又は運用における銀行の責めに帰すべき事由（本 API の内容及び構成の決定並びに運用については、原則として銀行の責任においてなされるべきものと考えられる。）によって発生したことが、当該損害の発生時ないしその直後に明らかとなった場合には、接続事業者が第 1 項に基づいて補償又は賠償を行った上で第 2 項に基づいて求償を行うことが双方にとって合理的ではなく、そのような場合には第 1 項から第 3 項までの定めにかかわらず、双方が合意の上で、銀行が直接利用者に対して補償又は賠償を行うことが合理的であると考えられる。但し、そのような場合でも、利用者からの問い合わせには引き続き接続事業者も対応し、接続事業者において銀行の窓口を案内するなどして適切な引継ぎを行った上で、銀行が補償又は賠償を行うことが望ましいと考えられる。」との記載があり、銀行が直接利用者に対して補償又は賠償を行う場合があり得ることが想定されている。

⁴⁷ その他に電子決済等代行業者の元で情報漏洩が発生した場合に、前注（35）で紹介した条文例 11 条に基づくモニタリング等を適切に行わなかった銀行が顧客に対し民法 709 条に

行業に係る契約の締結から銀行が享受できる便益が大きくない場合、銀行は、契約の締結に合意するとしても、リスクを限定するために電子決済等代行業者の行動を過剰に制約しようとする危険性がある。

銀行の電子決済等代行業者の態度に影響を与える要素は、電子決済等代行業者の業務に起因して銀行が被る可能性のある損害の問題に限らない。たとえば、銀行自身による顧客情報の利活用（第三者提供を含む）が進んでいくと、口座に係る情報の利活用を巡り銀行と電子決済等代行業者の競合関係が先鋭化する可能性があり得るように思われる。銀行が付随業務として第三者提供できる情報と電子決済等代行業に係る契約に従って提供する情報には部分的に重なっているからである。そして、電子決済等代行業に係る契約には、電子決済等代行業者が銀行から取得した顧客情報を第三者（電子決済等代行業再委託者を含む）に提供する場合に関する定めも含まれる。⁴⁸このような定めは、電子決済等代行業者の業務の適正さの確保に貢献するだけでなく、電子決済等代行業者が銀行から取得した情報の利用方法を銀行が制約しようとする手段にもなり得る。⁴⁹

一方、銀行と異なり、電子決済等代行業者には厳格な業務範囲規制は存在しない。⁵⁰そのため、電子決済等代行業者は口座に係る情報を銀行よりも広い範囲で利活用できる可能性があるように思われる。電子決済等代行業者の利用者は預金者、すなわち、銀行の顧客でもある。電子決済等代行業者が利用者に魅力的なサービスを提供すれば、預金者はそのような電子決済等代行業者と銀行の連携の強化を望むであろう。⁵¹その結果、口座に係る情報の利活用の点で電子決済等代行業者が銀行に対して相対的に優位な立場となり、銀行が電子決済等代行業に係る契約によって電子決済等代行業者の業務の適正さの確保に貢献するという前提が成り立たなくなる場合もあり得るように思われる。

電子決済等代行業者に関する規制は平成 29 (2017) 年の銀行法改正によって整備された。一方、銀行による顧客情報の第三者提供が付随業務に該当することが明文化されたのは、令和元 (2019) 年の銀行法改正によってであった。すなわち、現在の電子決済等代行業者に関する規制の枠組みは、銀行自身による顧客情報の利活用（特に第三者提供）が必ずしも活発に行われていなかったことを前提としているように思われる。このような前提が今後の実

基づく不法行為責任を負うことはあるかも問題となり得るように思われる。

⁴⁸ 前注 (36) の本文。

⁴⁹ たとえば、条文例 17 条 3 項は、電子決済等代行業者が銀行の API を利用して提供するサービスを追加したり既存のサービスを変更する際の手続きを定める。このような手続きは、銀行が顧客情報を適切に管理する手段として重要であるが、銀行が電子決済等代行業者の行動を制約する手段にもなり得るように思われる。

⁵⁰ たとえば、更新系の電子決済等代行業（銀行法 2 条 17 項 1 号）については「他に業務を営むときは、その業務の種類」が登録事項とされているが（銀行法 52 条の 61 の 3 第 4 号、銀行法施行規則 34 条の 6 の 2 第 4 号）、本稿が検討対象として取り上げている参照系の電子決済等代行業（銀行法 2 条 17 項 2 号）については類似の規制は存在しない。

⁵¹ 口座に係る情報の移転等について預金者の選択を重視するという立場からは、電子決済等代行業者が銀行から提供された情報をどのように利用するかを銀行が制約することは消極的に評価される。銀行から電子決済等代行業者への口座に係る情報の移転等は預金者の選択に基づき行われているからである。金融法委員会・前掲注 (10) 16-19 頁。このように解する場合には、電子決済等代行業に係る契約によって預金者の利益を保護するという仕組みが成り立たなくなる可能性が生じるように思われる。

務の発展によって変化していく場合には、電子決済等代行業者に関する規制の枠組み自体の見直しが必要となるように思われる。⁵²

⁵² 2018年5月30日パブコメ回答では、電子決済等代行業に係る契約における電子決済等代行業者が銀行から取得した顧客情報を第三者（電子決済等代行業再委託者を含む）に提供する場合に関する定めは、「オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランスを踏まえ、適切に定められる必要がある」との立場が示されている。2018年5月30日パブコメ回答45頁179番・180番。しかし、「オープンイノベーションの促進と利用者保護のバランス」は、銀行と電子決済等代行業者の契約に委ねることが適切な問題なのか再検討する必要があるように思われる。